

直接経費の対象となる人件費における 研究補助員等について(重要)

平成27年8月17日

日本医療研究開発機構経理部

事務処理説明書の改正

現 行	改 正
<p>(3) 人件費・謝金（大学等）</p> <p>委託研究開発費（直接経費）での雇用対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該委託研究開発を遂行するために直接必要な研究員・技術員 ・研究補助員等で、研究開発参加者リストに記載のある者 <p>なお、以下の場合、直接経費により支出することはできません。</p> <p>(a) 研究開発担当者に対する人件費</p> <p>(b) 国からの資金（交付金・補助金等）による人件費措置の対象者に対する人件費の置き換え</p>	<p>(3) 人件費・謝金（大学等）</p> <p>委託研究開発費（直接経費）での雇用対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発担当者、当該委託研究開発を遂行するために直接必要な研究員・技術員・研究補助員等で、研究開発参加者リストに記載のある者（公募要領等に特段の定めがある場合を除く） ・ 研究補助員等には、当該研究遂行に必要不可欠な集計、資料整理及び当該研究に係る経理事務等を専ら行う者を含むものとする。（研究機関が、当該研究機関の給与規程等に基づき雇用する場合に限る。） <p>なお、以下の場合、直接経費により支出することはできません。</p> <p>削除</p> <p>国からの資金（交付金・補助金等）、公費による人件費措置の対象者であって、かつ当該資金（交付金・補助金等）に対する人件費の置き換えが認められない場合は、直接経費により支出することができません。</p> <p>ただし、平成26年度以前からの研究を継続している事業につきましては、採択時の定めによるものとします。</p>

Q&Aについて

No.	項目	Q.	A.
332	全般	研究室において事務を担当する者の人件費を直接経費の対象としてもよろしいでしょうか。	当該研究遂行上、必要な集計、資料整理及び当該研究の経理事務を専ら担う者の人件費は、直接経費の対象とすることはできますが、いわゆる大学や研究機関等の事務に携わる者の人件費については、間接経費等で対応をお願いします。 なお、派遣契約で雇用されている者も同様とします。
333	全般	研究補助員等の範囲が明確になったことにより、研究開発参加者リストの記載内容を修正する必要がありますか。	今般、研究補助員等の範囲を明確にしたことにより、研究開発等参加者リストに研究補助員等の追加等が生じる場合については、平成27年度に限り、計画様式1付属資料1の提出をもって、変更として、取り扱うものとします。
310	全般	研究代表者の秘書に係る人件費は支出できるのでしょうか。	No332で回答しているとおり、当該研究遂行に不可欠な研究を補助する方であれば直接経費の人件費となりますが、研究に直接関係しない単なる秘書業務のような事務を専門的に行う方の人件費は直接経費の人件費には、計上できません。

問い合わせ先 委託・補助に関する制度・経理
 経理部 03-6870-2208, 2209
 kenkyuhi@amed.go.jp